

平成21年3月30日

高松市長 大西 秀人 殿

高松市情報公開審査会

会長 藤本 邦人

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成18年8月31日付け高健総第173号および同年9月5日付け高福長第384号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

これらの事案は、公開請求が同一であることから、一括して答申するものです。

1 審査会の結論

実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が公開，一部公開および非公開とした処分のうち，「入札状況調書中の社会福祉法人の役員・評議員の氏名」（長寿福祉課決定分）については，非公開とした処分を取り消し，公開すべきである。

その余の異議申立ては棄却すべきである。

2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が実施機関に公開請求した行政文書の内容，それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

【高健総第173号および高福長第384号の諮問に係るもの】

- (1) 社会福祉法人光寿会から「特別養護老人ホームあかね」の建設に関連して提出された一切の文書その他の資料（施設整備計画書類，補助金申請書類，役員名簿類を含む。）

- (2) 社会福祉法人光寿会の設立の認可の申請書類の全部，及び設立認可に関する一切の起案文書の全部（いずれも一切の添付資料を含む。）
- (3) 社会福祉法人光寿会の「特別養護老人ホームあかね」に対する補助金に関連する選定過程の分かる一切の文書その他の資料（高松市社会福祉施設整備等審査会の議事録，同審査会への一切の提出資料，補助金金額とその内訳の分かる資料を含む。）
- (4) 高松市から「特別養護老人ホームあかね」に関して社会福祉法人光寿会に通知した一切の文書

平成18年7月13日：請求人からの公開請求を受付

平成18年7月27日：実施機関が公開，一部公開および非公開の決定

平成18年8月21日：請求人からの異議申立書を受付

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は，次のとおりである。

- (1) 本件処分は，高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）の解釈・適用を誤った違法な処分であり，本件処分を取り消し，全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は，条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には，適法に処分理由が明示されていないので，高松市行政手続条例8条に違反し，本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は，概ね次のとおりである。

本件公開請求当時，本市においては，社会福祉法人を事業主体とする老人福祉施設の整備について，国庫補助による間接補助事業等とし，施設の量的充実を図っていた。また，特別養護老人ホームの整備については，老人福祉

法に基づく高松市高齢者保健福祉計画で定める整備目標量に沿うよう、特別養護老人ホーム入所希望者で、施設が満床のため入所できない待機者の人数等を勘案の上、各年度において整備枠を設定し、整備希望法人を公募により募集し計画的に実施してきた。なお、補助事業対象施設の選定にあたっては、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日付け雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか2局長通知）において、各法人の作成した施設整備計画の審査等を行うこととされていることから、所管課において作成した評価基準により、当該整備計画の内容を評価し、それを「高松市社会福祉施設整備等審査会」にて審査している。選定された事業については、補助事業に係る交付申請等の手続を行い、施設等整備完了後、法人からの実績報告に基づき、書類審査および補助対象施設等の技術的な検査を経て、基準により算定した補助金を交付し事業完了となる。

本件公開請求の対象となった社会福祉法人光寿会を事業主体とする特別養護老人ホームあかねの施設整備は、平成16年3月1日現在における本市の入所待機者数が187人であったことを受け、その早期解消を図るため、国の平成17年度予算による国庫補助対象事業での整備である。なお、当該施設は、平成19年4月3日の施設開設により、施設入所者等の福祉の向上が図られたことから、補助目的は達成されている。

【高健総第173号の諮問に係るもの】

- (1) 高松市社会福祉施設整備等審査会の議事録のうち、整備計画の審査に関する議事内容およびその添付書類ならびに整備計画評価表のうち、評価の視点の評価点について

本件対象文書である当審査会の議事録のうち、整備計画の審査に関する議事内容には、当該年度の国庫補助協議の対象施設の選定に当たり、各整備計画の概要、採点結果およびその理由に係る担当課の説明に始まり、当該説明に対する委員の質疑とそれに対する応答を経て、各整備計画に対する当審査会の評価が決定するまでの一連の議事の過程が詳細に記載されている。

また、議事録には、各整備計画の概要および採点の根拠をまとめた資料が添付されている。

議事録には、担当課および委員が評価項目に沿って率直に発言した各整備計画に対する意見、気づいた点、疑問点、批評等をありのままに記載している。

これらは、合議体である当審査会の意思形成の過程における議論に過ぎず、必ずしもすべての評価項目ごとに発言がなされるものでもなく、発言がなされた場合であっても、内容の的確性にも差異が認められ、なんら統一的なものではなく、時には整備計画者や整備計画の内容について相当厳しい表現が記載されている場合もある。

協議対象施設の妥当性、国が示す協議基準との整合性に係る審査の精度を高めるためには、上記のように委員等が自由に発言し、活発に議論することが許される状況が前提となっているところ、議事内容が公開されると、発言の内容における表面的な不的確さや表現上の不適切さ等を指摘し、評価の妥当性、客観性についていわれのない非難等がなされるおそれが生じる。そのような事態が起きた場合、委員の着想や自由な意見が発言されなくなり、適正な評価に支障が生じることが十分に予想される。

また、当審査会の評価については、整備計画者は本人の審査成績の通知を申請することが可能であり、その場合、整備計画者本人の合計点および評価項目ごとの評価点が通知されることとなる。また、整備計画評価表に対して公開請求があった場合、選定された整備計画の整備計画者名、整備計画地および施設名ならびに整備計画ごとの総合評価点および評価項目ごとの評価点が公開されることとなる。

これらに加えて、議事録の添付書類および整備計画評価表のうち、評価の視点の評価点が公開されると、当審査会の評価傾向が明らかとなり、その結果、採点に対する質問や苦情、誹謗中傷等が生じうると予想される。整備計画の採点は、可能な限り一律の評価基準を設けて行っているものの、採点者の主観的判断に委ねざるを得ない項目もある。それゆえ、当審査会においては担当部局外の委員も含めた合議制

をとっているところであるが、専門的見地から審査会が行う総合的な判断が、評価の視点や専門的な見解を必ずしも持ち合わせていない第三者を完全に納得させることができるとは限らず、その対応には相当な困難が予想される。

このような評価に対する苦情、誹謗中傷等が審査会に向けられた場合、評価あるいは評価項目自体が、主観的判断を排除し、質問や苦情に対して回答しやすい機械的なものに偏っていくことが十分に予想され、合議制により整備計画を評価しようとする目的が十分に達成できないおそれがある。

よって、当審査会における審査の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（条例7条5号）に該当し非公開が相当である。

なお、添付書類のうち、整備計画条件満足度総括表および整備計画評価表については、上記非公開部分を除き公開している。

(2) 不採択となった整備計画者に関する情報について

本件対象文書である高松市社会福祉施設整備等審査会の議事録には、募集結果の一覧、整備計画の概要等が資料として添付されているほか、整備計画の審査に関する議事内容には、整備計画者の名称や整備計画地、施設名などの整備計画に関する情報が記載されている。

施設整備に関しては、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日付け雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか2局長連名通知）において、国庫補助協議を行う施設の設置主体の名称及び施設名称、施設種別、定員、工事区分等の事業計画について公表するとの定めがあり、既に明らかにしているこれらの情報については開示することとした。しかしながら、国庫補助協議の対象として選定されなかった整備計画については、公表するとの定めはなく、これまで、国庫補助協議の対象として選定されなかった整備計画については公表していない。

国庫補助協議の対象として選定されなかった整備計画が公開され、不採択の事実が明らかになった場合、当該法人等の社会的信用や、名誉を

傷つけることが予想され、当該法人の正当な利益を害するおそれがある。

また、整備計画には、施設の構造規模をはじめ、資金計画、法人の財務状況、職員の採用計画等の施設整備事業に関する法人の計画が詳細に記載されている。これらは通常、当該法人の内部において管理され、これらの情報について、どの範囲で誰に対して明らかにするかは、当該法人が自ら選択できるものであるところ、当該整備計画は、国庫補助協議の対象の選定という一定の目的の範囲において提出されたものであり、結果的に不採択となった法人等に関してまでも、これらの情報が明らかにされることを当該法人等が了解していたとは到底言い得ないことから、これらの情報を当該法人等の意思とは無関係に明らかにすれば、当該法人の自主的な運営に支障を及ぼすと認められる。

よって、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（条例7条2号）に該当し非公開が相当である。

(3) 個人の氏名、住所等について

これらの情報は、条例7条1号に該当し、同号ただし書アからエ間でのいずれにも該当しないため非公開が相当である。

(4) 法人の資産内容に関するものについて

これらは通常当該法人の内部において管理され、どの範囲で誰に対して明らかにするかは、当該法人が自ら選択できるものであり、これらの情報を当該法人の意思とは無関係に明らかにすれば、当該法人の自主的な運営に支障を及ぼすと認められる。

よって、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（条例7条2号）に該当し非公開が相当である。

【高福長第384号の諮問に係るもの】

(1) 団体代表者、団体役員、贈与予定者および地域住民の印影について

印影については、公表すべき合理的理由および必要性はなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとはいえないから、これを公開することは、法人等の正当な利益を害するおそれがある。

よって、条例7条1号、2号に該当し、非公開が相当である。

- (2) 個人の氏名，住所，年齢，職歴，社会福祉関係歴，他法人の役員の兼務状況，履歴書，身分証明書，贈与予定者の残高証明書，印鑑登録証明書および所得証明書について

これらの情報は，個人情報であり，条例7条1号に該当し，非公開が相当である。

- (3) 定款，就業規則，経理規程，旅費規程，給与規程，事務決裁規程，理事会議事録および評議員会議事録について

これらの情報は，法人の経営または運営方針，経理および人事内部管理に関する情報であり，これらの情報の公開については，当該法人が自ら選択できるものであり，法人の意思とは無関係に明らかにすれば，法人の自主的な運営に支障を及ぼすおそれがある。

よって，条例7条2号に該当し，非公開が相当である。

- (4) 法人の金融機関情報および資金贈与者に関する情報について

これらは，法人の内部管理情報であり，これを公開することは当該法人の正当な利益を害するおそれがある。

よって，条例7条2号に該当し，非公開が相当である。

- (5) 高松市社会福祉施設整備等審査会において不採択となったものに関する情報について

これらは，法人の評価に関する情報で，法人等に不利益な情報であり，これを公開することにより，法人等の権利利益，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

よって，条例7条2号に該当し，非公開が相当である。

- (6) 社会福祉施設設計の評価について

当該情報は，高松市社会福祉施設整備等審査会の選定に係る審査の過程に関する情報であり，公開することにより今後継続される当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって，条例7条5号に該当し，非公開が相当である。

- (7) 平成16年度高松市社会福祉施設整備等審査会において不採択となった平成17年度社会福祉施設整備事業計画書について

当該情報は，評価に関する情報で，法人等に不利益な情報であり，こ

れを公開することにより，法人等の権利利益，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

よって，条例 7 条 2 号に該当し，非公開が相当である。

(8) 整備計画評価表の採点の根拠について

当該情報は，今後も継続される事務である審査会の審査と不可分であり，選定に係る審査の過程に関する情報が公になると，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって，条例 7 条 5 号に該当し，非公開が相当である。

5 審査会の判断

当審査会は，実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果，次のとおり判断する。

本件の決定は全部公開，一部公開および非公開であり，対象行政文書は別表 1 のとおりである。以下，一部公開および非公開の決定理由について検討する。

(1) 団体代表者，団体役員，贈与予定者および地域住民の印影について

印影については，公表すべき合理的理由および必要性は無く，かえって偽造等の不正利用につながるおそれも無いとは言えず，公にすることにより当人の正当な利益を害するおそれがあるため，条例 7 条 1 号および 2 号に該当するものとして，実施機関が非公開とした処分は相当である。

(2) 個人に関する情報について（内訳については別表 1 のとおり）

これらの情報のうち，社会福祉法人の役員・評議員の情報については，厚生労働省通知「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成 12 年 12 月 1 日付）において，法人の業務および財務等に関する情報は，法人の広報やインターネットを活用するなどにより自主的に公表することが適当であり，また，法人の役員・評議員の氏名・役職等の情報についても同様の方法で公表することが望ましいとしている。

このようにインターネット等を利用して自主的に不特定多数の者に公

表させようとする主旨は、業務の状況が関係法令の基準を満たしているか否か、また、その会計状況が健全か否かを利用者および利用希望者が判断しやすいようにするところにある。

以上のことから、法人の役員・評議員に関する情報に相当する「入札状況調書中の立会人（役員・評議員）の氏名」については、公開されたとしても法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えない。

その他の情報については、特定の個人を識別できる情報、または、公開されることにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(3) 定款について

法人の定款について、会社法（平成17年法律第86号）31条2項は、株主および債権者にのみ原本の閲覧および謄本の交付請求権を認めており、定款が広く公表されているものではないことが認められる。このことから、定款については法人の内部管理情報と言うべきであり、公開することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるものと考えられる。よって、条例7条2号に該当することから、非公開が相当である。

(4) 法人の就業規則、経理規程、旅費規程、給与規程、事務決裁規程、設立発起人会・理事会・評議員会議事録、金融機関情報、資金贈与者に関する情報（贈与者名、財務諸表）、資産内容および地元住民との交渉内容について

法人の規程類は、法人の労務管理や経理等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、誰に公開するかは法人が決定すべきものである。また、その他の情報についても、法人の内部管理情報または取引にかかわる情報であり、不特定多数の者に公開されることは想定されておらず、公にすることにより、条例7条2号に規定する当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため非公開相当である。

(5) 不採択となった整備計画者に関する情報（不採択となった平成17

年度社会福祉施設整備事業計画書含む。) について

不採択となった事業者には、社会福祉事業等を既に経営する者が含まれており、新たな社会福祉事業等経営の応募案件が不採択となったことや、案件の詳細が公になると事業者の競争上の地位を害するおそれがあることから非公開相当である。

- (6) 高松市社会福祉施設整備等審査会の議事録のうち整備計画の審査に関する議事内容、議事に係る添付書類、整備計画評価表の採点の根拠、社会福祉施設設計の評価、整備計画評価表のうち評価の視点の評価点について

当審査会の議事内容には、それぞれの事業者の評価内容および委員の率直な意見が記載されており、議事録の添付書類はその評価の基となる書類である。また、「採点の根拠」および「社会福祉施設設計の評価」には審査項目（評価の視点）におけるそれぞれの事業者の評価内容が記載されており、その評価内容に基づき評価点が付されている。整備計画評価表のうち評価の視点の評価点は審査項目（評価の視点）の評価内容に基づき、当該審査会にて審査され確定したものである。整備事業選定審査は継続される事業であり、評価の詳細や付点との関連性が公開されると、当該事務事業に支障を及ぼすおそれがあるとして実施機関が非公開とした処分は相当である。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

[別表 1]

【高健総第 1 7 3 号の諮問に係るもの】

【公開】

請求内容	対象行政文書
2 - (3)	社会福祉施設整備等に係る「地域介護・福祉空間整備等交付金」に伴う施設生活環境改善計画提出に係る整備計画の決定について

【一部公開】

請求内容	対象行政文書
2 - (3)	<ul style="list-style-type: none"> 高松市社会福祉施設整備等審査会の議事録の作成について（平成 1 6 年 1 1 月 1 9 日・2 4 日開催） 社会福祉施設整備等に係る国庫補助協議を行う整備計画の内定について

【非公開情報】

- 高松市社会福祉施設整備等審査会の議事録のうち整備計画の審査に関する議事内容，議事に係る添付書類，整備計画評価表のうち評価の視点の評価点
- 不採択となった整備計画者に関する情報
- 法人の資産内容に関するもの（法人への寄附団体，法人の整備資金の借入方法）

個人に関する情報

- 個人の氏名
寄付（資金・土地）予定者，施設長・法人役員・評議員予定者，整備予定地地元住民
- 理事長・施設長予定者の年齢，役員予定者の職業，個人の住所，個人の預金残高

【高福長第 3 8 4 号の諮問に係るもの】

【公開】

請求内容	対象行政文書
2 - (4)	<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホームあかね（仮称）建設工事に係る設計協議の結果について（通知） 特別養護老人ホームあかね（仮称）建設工事に係る設計協議（第 2 回）の結果について（通知） 平成 1 7 年度高松市社会福祉施設等施設整備費補助金の内示について 平成 1 7 年度高松市地域介護・福祉空間整備等施設整備費補助金交付決定通知書

【一部公開】

請求内容	対象行政文書
2 - (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年7月28日付け，平成17年度社会福祉施設整備事業計画書（社会福祉法人光寿会「特別養護老人ホームあかね荘（仮称）」） ・平成17年5月13日付け，平成17年度社会福祉施設整備事業計画書（社会福祉法人光寿会「特別養護老人ホームあかね荘（仮称）」） ・競争入札参加者届出書・入札状況調書（実施設計・監理業務） ・平成17年度高松市地域介護・福祉空間整備等施設整備費補助金交付申請書 ・設計協議依頼書，設計協議回答に係る措置書 ・競争入札参加者届出書・入札状況調書（建設工事） ・平成17年度高松市地域介護・福祉空間整備等施設整備費補助金による施設の工事着工報告書
2 - (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人設立認可申請書 ・社会福祉法人設立認可について（社会福祉法人光寿会） ・社会福祉法人光寿会の設立に伴う財産移転の報告について
2 - (3)	<ul style="list-style-type: none"> ・整備計画において確認すべき事項 ・介護老人福祉施設に係る建築設計等の審査について（依頼） ・介護老人福祉施設に係る建築設計等の審査について（回答） ・平成17年度国庫補助協議施設整備申請事業者ヒアリング項目表 ・整備計画の条件の確認調査結果について（報告） ・社会福祉施設整備等に係る国庫補助協議を行う整備計画の内定について（老人福祉施設）
<p>【非公開情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体代表者，団体役員，贈与予定者および地域住民の印影 ・定款，就業規則，経理規程，旅費規程，給与規程，事務決裁規程，設立発起人会・理事会・評議員会議事録 ・法人の金融機関情報，資金贈与者に関する情報（贈与者名，財務諸表），地元住民との交渉内容 ・不採択となった整備計画者に関する情報，社会福祉施設設計の評価 	
<p>個人に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名 土地寄付予定者，借地先予定者，贈与予定者，隣接地権者，役員・評議員・施設長予定者，業者担当者，入札状況調書中の立会人（役員・評議員） ・個人の住所 役員・評議員予定者，贈与予定者，隣接地権者，借地先予定者 ・個人の年齢・職歴 ・役員・評議員予定者の社会福祉関係歴，他法人の役員の兼務状況 ・個人の履歴書（役員・評議員予定者） ・贈与予定者の身分証明書・残高証明書・印鑑登録証明書および所得証明書 	

【非公開】

請求内容	対象行政文書
2 - (3)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度高松市社会福祉施設整備等審査会において不採択となった平成17年度社会福祉施設整備事業計画書 ・整備計画評価表の採点の根拠

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成18年8月31日 (高健総第173号)	諮問書受付
平成18年9月5日 (高福長第384号)	
平成20年12月15日 (高健総第173号)	実施機関からの非公開理由書受付
平成20年12月16日 (高福長第384号)	
平成21年2月23日	実施機関の非公開理由および争点の審査
平成21年3月23日	答申案審査
平成21年3月30日	答申